

地域住宅計画

さんむしちいき
山武市地域（二期）

さんむし
山武市

平成30年2月

地域住宅計画

計画の名称	山武市地域(二期)		
都道府県名	千葉県	作成主体名	山武市
計画期間	平成 29 年度 ~ 30 年度		

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

山武市は、平成18年3月に蓮沼村、松尾町、山武町及び成東町の4町村の合併により誕生しました。本市は、千葉県の東部に位置し、県都千葉市や成田空港まで約10～30km、東京都心へは、約50～70kmの位置にあります。日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央にあり、約8kmにわたって太平洋に面し、総面積は146.38km²で、人口は、53,435人(平成29年1月現在)となっています。

本市の都市機能は、旧町村役場周辺に一定程度集積され、地域の拠点が形成されています。また、本市の宅地開発は、昭和55年から平成7年にかけて多く行われ、それらの団地の多くは老朽化又は世代交代の時期に来ています。

平成25年住宅土地統計調査によると、市内の空家数は3,730戸で、住宅総数に占める割合は16.4%となり、全国平均より高い水準となっています。

2. 課題

住宅は、生活の基盤であり、都市や街並みを構成する社会的な資産です。次世代に継承される良質な住宅の形成及び住宅ストックの有効活用を図ることが求められています。

また、少子高齢化等の進展により、人口減少が進むことが予想され、空家等の増加が見込まれます。地域の実情に応じた周辺の住環境の保全を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する施策を推進する必要があります。

3. 計画の目標

空家等対策計画を策定し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進します。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
空家等実態把握	%	空家等の実態把握	0%	28	100%	29
空家等対策計画の策定	%	空家等対策計画の策定	0%	28	100%	30

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

(住宅地区改良事業等)

空き家再生等推進事業

空家等対策計画の策定に必要な空家等の実態把握を実施します。

(2) 提案事業の概要

民間住宅リフォームを補助することにより、住宅の機能を改善し、住環境の向上を図る。

(3) その他（関連事業など）

空家等実態調査から連続して分析・検討を行うことにより、空家等対策計画を策定する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業					
事業	細項目		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
住宅地区改良事業等（空き家再生等推進事業）	空き家の実態把握		山武市	山武市全域	9.898
合計					9.898

提案事業					
事業	細項目		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
地域住宅政策推進事業	住宅リフォーム補助		山武市	山武市全域	5,000
合計					5,000

(参考) 関連事業		
事業 (例)	事業主体	規模等
空家等対策計画策定の為の検討事業	山武市	山武市全域

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たす必要があります。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。